

スポーツ振興助成事業実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、県民へのスポーツの普及、奨励を図るため、公益財団法人秋田県スポーツ協会の加盟団体等が行う事業に要する経費の一部を助成することについて、必要な事項を定める。

(助成事業の名称等)

第2条 助成事業の名称、助成目的、助成金額、助成対象団体、申請書及び実績報告書の提出期限及びその提出先は別表第1に定めるとおりとする。

(助成対象事業等)

第3条 助成の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）及び対象経費等、助成基準等は、別表2に定めるとおりとする。

(助成事業申請書等)

第4条 助成事業の申請は、助成事業申請書（様式第1号）によるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) その他秋田県スポーツ協会会長（以下「会長」という。）が必要と認める書類

(助成する金額の決定)

第5条 会長は、団体等から助成事業の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、適正と認めたものについて助成する金額を決定し、その旨を団体等に文書で通知するものとする。

(助成の条件等)

第6条 助成を決定するにあたっては、次に掲げる事項について条件を付するものとする。

- (1) 次に掲げる場合には、あらかじめ会長の承認を受けること。
 - ア 助成事業の内容を変更するとき
 - イ 助成事業を中止、又は廃止しようとするとき
 - (2) 助成事業が予定の期間内に完了しないとき又は事業の遂行が困難となったときは、速やかに会長に報告し、その指示を受けること。
 - (3) 法令その他の関係規程を遵守するとともに、会長の指示を確実に履行すること。
- 2 前項第2号の規程による会長の承認の申請は、次に掲げる申請書によるものとする。
- (1) 事業変更承認申請書（様式第4号）
 - (2) 事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）
- 3 第1項第3号の規定による会長への報告は、事業実施状況報告書（様式第6号）によるものとする。

（決定通知）

第7条 助成事業の決定の通知は、助成事業決定通知書（様式第7号）によるものとし、変更決定の通知は、助成事業変更決定通知書（様式第8号）によるものとする。

（実績報告書）

第8条 助成事業が完了したときは、その事業の完了後1ヶ月以内又は当該年度の3月31日までのいずれか早い期日までに、助成事業実績報告書（様式第9号）を会長に提出しなければならない。

2 前項の助成事業実績報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 事業報告書（様式第10号）
- (2) 収支精算書（様式第11号）
- (3) その他会長が必要と認める書類

（請求及び支払い）

第9条 請求は、支払依頼書（様式第12号）に、請求書又は領収書及び根拠を証明する書類を添付するものとする。

2 会長は、前項の書類が提出された場合は、内容を審査のうえ、適正と認めた場合は口座払により直接債権者に支払うものとする。

(助成金の返還)

第10条 助成事業者は次の各号の一に該当する場合は、助成事業の決定の全部又は一部を取り消し、その取り消しに係る部分に関し既に助成金が支払われているときは、期限を定めて返還を命ずるものとする。

- 1 助成金等を他の目的に使用したとき。
- 2 提出書類の記載事項に虚偽があるとき。
- 3 助成事業等の施行方法が不適正であるとき。
- 4 前各号に掲げるもののほか、決定条件に違反したとき。

(助成関係書類)

第11条 助成事業者は、助成事業についての帳簿を備え、他の書類と区分して助成事業の内容を明らかにしておかなければならない。

- 2 前項の内容を証する書類を助成事業が完了した日の属する年度の翌年度から、5年間保存しなければならない。

第12条 この要項に定めるもののほか、必要な事項がある場合は別に定める。

附 則

この要項は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。